

鳥取県「産業廃棄物処分場税」の更新

平成24年11月13日に鳥取県から協議のあった法定外目的税の更新について、本日付で同意することとしましたのでお知らせいたします。

1. 鳥取県が産業廃棄物処分場税を更新しようとする理由

鳥取県においては、産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、平成15年4月に、「産業廃棄物処分場税」を創設したところである。

平成25年3月末に現行の課税期間が終了するに当たり、引き続き廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進を図るとともに、産業廃棄物処理施設の設置促進に努めることが必要であるため、産業廃棄物処分場税の課税期間を5年間延長し、同様の税を課税するものである。

2. 産業廃棄物処分場税の概要

課税団体	鳥取県
税目名	産業廃棄物処分場税（法定外目的税）
課税客体	県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入
税収の用途	・産業廃棄物処理施設を設置促進するための施策の財源 ・事業者及び産業廃棄物処理業者等によるリサイクルを促進するための施策の財源 等
課税標準	県内の最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量
納税義務者	県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者
税率	1トンにつき1,000円
徴収方法	最終処分業者による特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を中間処理した後に自社の最終処分場において処理する場合は申告納付
収入見込額	（初年度） 5百万円 （平年度） 8百万円
非課税事項	・事業活動に伴って生じる廃棄物と性格の異なる廃棄物（例：下水道処理等に伴う汚泥など） ・自社の最終処分場において自ら排出した産業廃棄物を処理する場合は原則課税対象外
徴税費用見込額	（平年度） 0.3百万円
課税を行う期間	5年間（平成25年4月1日～平成30年3月31日）

担当：自治税務局企画課
黒川（23514） 対馬（23516）
直通03-5253-5658 FAX03-5253-5659